

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	20 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	14 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月から50年3月まで

婚姻する際、姉から国民年金保険料を未納にしていたことを叱られたため、未納にしていた昭和47年度から52年度までの保険料を姉に渡し、姉にまとめて納付してもらった。

昭和49年2月及び同年3月の2か月間については全額免除の期間とされているが、免除申請をした記憶は無い。

とにかく、未納としていた保険料はまとめて納付したので、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間において、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無い上、申立人が所持する年金手帳によると、複数回にわたる住所変更手続も適切に行われていることが確認できることから、国民年金制度への関心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、昭和48年度の保険料は前納とされていたが、昭和49年1月から保険料が改定(550円から900円)されたことに伴い、納付額に差額が生ずることとなったため、社会保険事務所(当時)では「法改正にともなう保険料特例納付および前納保険料の充当等に関する事務の取扱いについて」(A県民生部年金課長通知)に基づき、納付済みとされていた同年1月から同年3月までの保険料(1,650円)を同年1月の保険料(900円)に充当し、充当できなかった申立期間のうちの同年2月及び同年3月については、保険料の時効完成後においてみなし免除期間とする事務処理を行ったものとみられる。しかしながら、前記課長通知においては、充当対象者については、充当月分、充当されなかった期間等を記載した充当通知書

を送付することとされており、充当されなかった期間に係る保険料は、一般の保険料と同様の納付方法により納付することとされていた。このため、当該期間の差額保険料（1,050円）に係る通知及び同保険料の納付書が発行、送付されたものと推認でき、前述のとおり保険料の納付意識の高かった申立人が、48年度の保険料を前納しながら差額保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、国民年金被保険者台帳によると、申立期間を除き保険料は現年度納付されていることが確認できることから、申立人は定期的に保険料を納付していたと考えられる上、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みとされていることから、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの保険料についても納付意識の高かった申立人が保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から60年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月から60年12月まで
② 平成元年4月から同年10月まで
③ 平成2年1月及び同年2月
④ 平成6年4月から8年10月まで

私は、国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付は妻に任せており、申立期間①については、妻が私の国民年金保険料の納付書を社会保険事務所（当時）に依頼し、その納付書で保険料を遡ってまとめて金融機関で納付していたと聞いている。申立期間②、③及び④については、当時、妻は保険会社に勤めており、収入も多かったため、毎年、確定申告で社会保険料控除とするために私の1年分の国民年金保険料を納付して、その保険料の領収書を確定申告書に添付していたと聞いている。納付を証明するものは無いが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①の国民年金保険料を納付したとする妻は、「昭和55年3月頃、A市からB市に転居したが、夫がA市からB市に転居したのは私が転居してから数年後であったことから、この間の夫の保険料をA市で納付することができなかったため、私が何回か社会保険事務所に夫の未納期間の納付書を私が居住していたB市の住所に送付するように依頼し、その納付書でまとめて申立期間①の保険料を遡って納付していた。」としているところ、i) 公簿によると、妻の主張するとおり、妻は、昭和55年3月28日にA市からB市に転居したとされ、申立人が、A市からB市に転居したのは61年9月26日とされていること、ii) 国民年金被保険者台帳の備考欄に妻からの電話連絡

(58.4.20)により同市に居住する妻へ納付書を送付した旨の記載がある上、申立人の国民年金被保険者台帳及びオンライン記録を見ると、申立期間①前の昭和55年度の保険料が57年2月20日に、56年度の保険料が58年4月21日に、57年度の保険料が59年2月25日に過年度納付され、申立期間①後の61年1月から62年3月までの保険料が63年4月14日に過年度納付されていることが確認できることから、妻は、A市に居住していた申立人の保険料の未納期間が生じないように努めていたことがうかがわれ、妻の主張に不自然な点は見受けられない。このため、申立期間①の保険料についても、妻が社会保険事務所に送付依頼した過年度納付書により納付したと考えても不自然ではない。

一方、妻は、B市に転居した申立人の申立期間②、③及び④の保険料は、毎年、確定申告で社会保険料控除とするために申立人の1年分の保険料を金融機関で納付し、領収書を確定申告書に添付したとしているところ、i)妻は、申立人の申立期間②、③及び④の保険料の納付時期、納付期間、納付回数及び納付金額については覚えていないとしていること、ii)同市に転居後の申立人の納付記録を見ると、昭和63年中に39か月分の保険料が、平成4年中に37か月分の保険料が納付されているほか、2年中には保険料が納付されていないことが確認できることから、妻が申立人の保険料を毎年1年分納付していたとする主張とは相違する上、妻は、申立期間②、③及び④に係る確定申告書控は保管していないとしていることから、妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情を見いだすことはできない。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間②、③及び④の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から60年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から51年3月まで

私は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については、よく覚えていないが、加入手続は、A市B区役所で行い、保険料は税金等と同様に納付書が送付されれば、必ず郵便局か銀行で納付していたはずである。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、16か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間を除き、34年余りにわたる国民年金加入期間において国民年金保険料の未納が無いほか、A市の保管する国民年金口座振替対象者一覧表（除去分）によれば、申立人は、昭和55年1月から11年余りにわたり、口座振替により保険料を納付しており、申立人の保険料の納付意識は高いことがうかがわれる。

また、オンライン記録及び国民年金手帳払出控によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年5月にA市B区に払い出されており、これ以前に、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際、資格取得日を遡って49年*月*日（20歳到達時）とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間の保険料は、過年度納付が可能であった。

さらに、申立人は、申立期間当時の保険料は、1か月1,000円ぐらいであったとしており、昭和49年12月の保険料月額が900円、50年1月から51年3月までの保険料月額は1,100円であることから、申立人が記憶している保険料

額と近似している。このため、保険料の納付意識の高い申立人が、過年度納付が可能な申立期間の保険料を送付されてきた過年度納付書により納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知厚生年金 事案5527（事案4095の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年9月1日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を80円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月1日から21年4月1日まで

私は、A社の厚生年金保険の被保険者記録が一部欠落していることを知り、申立期間に係る年金記録確認の申立てをしたところ、平成22年8月4日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。今回、新たな資料等として、当時の同僚の証言を文書で提出するので、再度調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が記憶しているA社の同僚二人のうち一人が、申立期間以前に同社での被保険者資格を喪失していることが確認できること、ii) 残る一人についても、申立期間において同社での厚生年金保険の被保険者資格を確認できない上、所在も明らかでないこと、iii) いずれの同僚からも証言が得られないこと、iv) 同社は、申立人の人事記録、賃金台帳等を保管しておらず、当時のことは不明であると回答していること、v) 申立期間において同社の健康保険厚生年金保険被保険者番号に欠番が無いことのほか、申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年8月4日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後に申立人が新たに思い出したとする同僚は、「戦

時中、A社は、B市に疎開していたので、私も申立人と一緒に同市で勤務していた。昭和20年11月には疎開先から戻り、全焼した本社跡地の向かいのCビル内で経理の仕事をしていたが、当時も申立人が同社に居たので、私は申立人を手本に仕事をしていたことを覚えている。疎開先から戻ってからも、申立人の社内身分や職務内容が変わったということは無く、引き続き社員のままだった。」と具体的に証言していることから、申立人は、申立期間のうち、少なくとも当該同僚が時期を記憶する同年11月1日まではA社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳により、一緒に勤務したとする当該同僚には、申立期間における被保険者記録（昭和19年10月1日資格取得、29年3月20日資格喪失）が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和20年9月1日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和20年8月の記録から、80円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和20年11月1日から21年4月1日までの期間については、当該期間に係るA社の厚生年金保険被保険者記録のある同僚に聴取しても、申立人の勤務実態をうかがわせる証言は得られない。

また、A社は、「当時の人事記録及び社会保険関係の書類は保管していない。」と回答していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和62年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年7月21日から同年8月6日まで

私は、昭和62年7月21日にB社から系列会社のA社に転籍したが、その間も継続して勤務している。申立期間に係る給与明細書から厚生年金保険料が控除されているので、申立期間の1か月の年金記録が空白となっていることに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の昭和62年8月分の給与明細書(給与計算期間が同年7月21日から同年8月20日まで)、同社から提出された労働契約書、労働者名簿、在籍証明書及び雇用保険の記録から、申立人は、B社及び系列会社のA社に継続して勤務し(同年7月21日にB社C支店からA社に転籍を伴う異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和62年8月分の給与明細書の厚生年金保険料控除額から、47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、当時の資料が無いため不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得な

い。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月30日から同年12月1日まで

私は、A社に昭和42年7月に入社し、52年11月30日に退職したが、年金記録では資格喪失日が同日になっており、1か月の空白がある。納得がいかないので、調査し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社から提出された申立人の退職日を示す資料によると、申立人の同社における離職日は、昭和52年11月30日とされていることから、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人の同僚の給与明細書から、A社では、厚生年金保険料を当月の給与から控除していたものと推認されるところ、当該同僚は、申立人と同様に月末に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、最終勤務月の給与から保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和52年10月の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失

日を昭和52年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間のうち、昭和53年6月及び同年8月は、26万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月から53年8月まで
申立期間における標準報酬月額が、実際の給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と異なるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和53年8月を除く期間については、申立人から給与明細書が提出されている。

申立期間のうち、昭和53年6月については、給与明細書により、申立人は、28万円の標準報酬月額に相当する総支給額が支給され、26万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、昭和53年6月の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和53年8月については、給与の総支給額及び厚生年金保険料の控除額が確認できる資料は無いものの、同年8月より前の月の給与明

細書により確認できる厚生年金保険料控除額が、1年以上にわたって同額であることから判断して、申立人は、当該期間においても同年8月より前の月と同額の標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

なお、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和52年9月から53年5月までの期間及び同年7月については、給与明細書において確認できる保険料控除額及び総支給額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は60万円、申立期間②は41万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月28日
② 平成19年12月28日

A社における厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間については、同社から年金事務所に訂正の届出が行われ、記録は訂正されたものの、給付に反映されない記録となっているので、反映できる記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成18年12月分及び19年12月分の給料支払明細書(賞与)により、申立人は、申立期間①及び②において、同社から60万円及び47万8,000円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、111万5,000円及び41万7,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、給料支払明細書(賞与)にお

いて確認できる賞与支給額から、申立期間①は60万円、また、同明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間②は41万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は29万7,000円、申立期間②は23万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月28日
② 平成19年12月28日

A社における厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間については、同社から年金事務所に訂正の届出が行われ、記録は訂正されたものの、給付に反映されない記録となっているので、反映できる記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成18年12月分及び19年12月分の給料支払明細書(賞与)により、申立人は、申立期間①及び②において、同社から29万7,000円及び26万2,000円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、55万1,000円及び23万6,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、給料支払明細書(賞与)にお

いて確認できる賞与支給額から、申立期間①は29万7,000円、また、同明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間②は23万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は14万9,000円、申立期間②は27万3,000円、申立期間③は23万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間①及び③に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）及び申立期間②に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月5日
② 平成19年12月28日
③ 平成20年8月5日

A社における厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間については、同社から年金事務所に訂正の届出が行われ、記録は訂正されたものの、各申立期間は給付に反映されない記録となっている。

それぞれの給料支払明細書（賞与）を提出するので、各申立期間について厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間①、②及び③に係る給料支払明細書（賞与）により、申立人は、当該期間において、15万円から27万3,000円までの標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、14万9,000円から49万5,000円までの標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認め

られる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、給料支払明細書（賞与）において確認できる保険料控除額から、申立期間①は14万9,000円、申立期間③は23万6,000円、また、同明細書において確認できる賞与支給額から、申立期間②は27万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①及び③に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）及び申立期間②に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額に係る記録を、26万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月28日

A社における厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間については、同社から年金事務所に訂正の届出が行われ、記録は訂正されたものの、給付に反映されない記録となっているので、反映できる記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年12月分の給料支払明細書(賞与)により、申立人は、申立期間において、同社から26万4,000円の標準賞与額に見合う賞与額の支払を受け、47万9,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、給料支払明細書(賞与)において確認できる賞与支給額から、26万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間②について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和23年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 6 月 1 日から 21 年 1 月 1 日まで
② 昭和 23 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

昭和 15 年 3 月にA社に入社し、57 年 3 月 31 日に退職するまで継続して勤務した。しかし、同社C支店における 19 年 6 月 1 日から 21 年 1 月 1 日までの期間及び同社B支店における 23 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間における被保険者記録が欠落している。在籍証明書及び実務経歴書を保管しているので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、雇用保険の記録、A社から提出された在籍証明書及び同社の人事部担当者の回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和 23 年 4 月 1 日に同社B支店から同社D支店に異動。）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和 23 年 2 月の記録から、600 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、A社は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①については、A社から提出された在籍証明書及び同社の人事部担当者の回答から判断すると、申立人は、継続して同社C支店に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立期間当時、労働者年金保険法及び厚生年金保険法の適用範囲は「内地」である現在の日本国内に限られており、「外地」であるE国に所在したA社C支店については、同法の適用対象外であったことが確認できる。

また、当時の外地法人に勤務する者の取扱いによると、従前の日本国内での使用関係を存続し、給与も同じ国内の事業所から支払を受けるという措置が講じられている場合においては、労働者年金保険法及び厚生年金保険法の適用区域外である外地に転勤した場合においても、引き続き被保険者として取り扱うことに支障は無いとされていたところ、A社は、厚生年金保険法施行により昭和19年6月1日から厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認できることから、同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したものの、申立人の氏名は記載されておらず、日本国内において被保険者とされていた形跡は見当たらない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得状況及び採用方法について、A社に照会したものの、同社は、「当時を確認する資料が現存していない。」と回答している。

加えて、A社B支店に係る厚生年金保険被保険者台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、同社同支店において、昭和21年1月1日に被保険者資格を取得しているところ、同日付けで被保険者資格を取得した従業員は、いずれも死亡又は所在不明であるため、同社同支店における当該従業員及び申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年12月1日から36年7月22日まで
私は、A社を退職した後、脱退手当金を請求したり、支給を受けた記憶は無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社で被保険者資格を喪失した約1か月後に、別のB社で被保険者資格を取得している上、申立人は、「A社を退職した際、結婚して転居するとC県には友達がいなかったため、働きに出たいと思っていた。幸い、仲人からB社を紹介されたので同社に入社した。」と主張していることから、申立人が、申立期間当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

また、申立期間の脱退手当金は昭和36年12月28日に支給決定されたことになっているが、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は同年11月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間のA社の後、B社において厚生年金保険被保険者期間（昭和36年9月1日に資格取得し同年10月1日に資格喪失。）が認められ、同社を退職後に脱退手当金を請求することが可能であり、脱退手当金を支給する場合、本来過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人が脱退手当金を請求する直前まで勤務していた同社の厚生年金保険被保険者期間についてはその計算の基礎となっておらず未請求となっているが、これを失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月から同年5月まで

平成7年3月に会社を退職した後の同年4月頃、A社会保険事務所(当時)で国民年金の加入手続を行い、同年4月か同年5月頃、申立期間の保険料として4万5,000円ぐらゐを同社会保険事務所でまとめて納付したはずである。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は平成7年3月に会社を退職した後の同年4月頃、A社会保険事務所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、当時、社会保険事務所(当時)では基本的には国民年金の加入事務を取り扱っていなかった上、9年1月の基礎年金番号導入前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立期間当時、申立人が居住していたB市においても、申立人の国民年金被保険者記録は存在しないほか、申立人が初めて国民年金被保険者資格を取得したのは12年4月1日とされていることから、申立期間は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人は申立期間の保険料を平成7年4月か同年5月頃にA社会保険事務所でまとめて納付したとしているが、納付時期が申立人の主張するいずれの月であったとしても、申立期間のうち、少なくとも同年4月及び同年5月は現年度保険料となり、社会保険事務所で納付することはできなかつた上、納付時期を同年5月とした場合には、同年3月については過年度保険料となり、社会保険事務所で納付することは可能であつたものの、申立人が申立期間当時居住していたB市は同社会保険事務所の管轄区域外であり、同社会保険事務所で

保険料を納付することはできなかったことから、申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人が記憶する申立期間の保険料の納付金額（4万5,000円ぐらい）は、実際に申立期間の保険料を納付するのに必要となる金額（3万4,500円）とは相違している。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年8月から12年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月から12年3月まで

申立期間当時は学生だったが、「20歳になり、国民の義務だから。」という親の意向で国民年金に加入した。周りの友人たちは、「まだ学生だから、将来もらえるか分からないから。」という理由で納付していない方が多かったが、私は最初から納付していたのでよく覚えている。私の加入手続や保険料納付を行ってくれた母親は、昔のことだし詳細は覚えていないと言っているが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする母親は、加入手続場所、保険料の納付方法及び納付金額などの記憶は無いとしていることから、申立期間の加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、20歳になった頃に国民年金の加入案内が来たので、母親が、A市役所か同市役所B支所で申立人の加入手続を行い、保険料は1年分をまとめて金融機関で納付したとしているが、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は平成12年4月に初めて付番されており、基礎年金番号制度導入（9年1月）前に、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、同市の記録においても、申立人が申立期間当時に国民年金に加入していた記録は存在しない。

さらに、オンライン記録によると、申立人の国民年金被保険者の資格取得日は、厚生年金保険被保険者資格喪失後の平成15年1月1日とされていることから、申立人は、申立期間は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、両親は、申立人の姉についても、申立人と同様に20歳になった頃、

国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったと思うとしているところ、オンライン記録によると、姉の国民年金の加入手続は、平成12年4月頃に行われ、この時に20歳到達時である7年*月に遡って資格取得し、その後11年2月から12年3月までの保険料を13年3月2日に過年度納付していることが確認でき、それ以外の期間は未納とされていることから、両親の記憶と相違する。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年3月から55年10月までの期間、56年3月から同年9月までの期間及び58年2月から61年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年3月から55年10月まで
② 昭和56年3月から同年9月まで
③ 昭和58年2月から61年10月まで

私は、会社退職後、厚生年金保険で交付された年金手帳を持参し、A市B区役所で初めて国民年金の加入手続を行った。この加入手続の際、持参した年金手帳には国民年金手帳記号番号及び住所地は記入してもらえなかった。担当者にそのことを確認すると、「これでいいです。」と言われたので不信感を持ったが、それ以上何も言えなかった。その後2回会社に勤務し、それぞれ会社を退職した都度、同区役所で国民年金の加入手続を行った。保険料は同市から送付されてきた納付書により、毎月、私か母親が銀行で納めていたが、同市で保険料を納付していた全ての期間が未納とされている。私は、所持している年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号と違う別の番号が記載されたC社会保険事務所（当時）発行（昭和63年4月）の領収済通知書を所持していることから、申立期間の保険料も当時、別の番号があって、その番号で納付したので、未納とされているのではないかと思う。母親も既に他界しており、申立期間の保険料を納付したことを示す資料も無いが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、初めてA市B区役所で国民年金の加入手続を行った際、厚生年金保険で交付された年金手帳を持参したが、同手帳に国民年金手帳記号番号や住所を記入してもらえなかったとしているところ、同市では、当時、厚生年金保険被保険者記録があり、年金手帳を持参して初めて国民年金の加入手続に来た

者については、その場で社会保険事務所（当時）から払い出された国民年金手帳記号番号を付番し、同手帳にその手帳記号番号を記載する取扱いを行っていたとしていることから、申立人の主張と相違する。

また、申立人は、A市において国民年金に加入していた期間は、同市から送付されてきた納付書により、毎月、申立人か母親が銀行で納めていたとしているところ、申立人は、申立期間の保険料月額は覚えていないとしている上、同市では昭和62年3月までは保険料の納付は原則3か月単位であったとしていることから、申立人の申立期間の保険料納付状況の記憶は曖昧である。

さらに、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、D市で払い出されたものであり、同市が保管する「被保険者 賦課1」を見ると、「異動区分：新規取得、受付日：昭63.3.11」と記載されていることから、申立人の加入手続は、昭和63年3月11日に同市で行われたものとみられる。これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、その手続の際に、資格取得日を遡って申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した53年3月1日とする事務処理が行われたものとみられる上、オンライン記録によると、申立期間②及び③の被保険者資格取得及び喪失に係る記録は、63年6月28日に追加処理されたものであることが確認できる。このため、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったものとみられる上、この加入手続日を基準とすると、申立期間①、②及び③のうち58年2月から60年12月までの期間は、時効により保険料を納付することはできず、申立期間③のうち61年1月から同年10月までの期間は過年度納付が可能であったものの、申立人は、当該期間の保険料を遡って納付した記憶は無いとしている。

加えて、申立人は、前述のD市において付番された国民年金手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号が記載されたC社会保険事務所発行（昭和63年4月19日）の領収済通知書2枚（納付期間：61年1月から同年3月まで、同年4月から同年11月まで。納付した場合、領収日付印が押され、社会保険事務所に送付されるもの。いずれも領収日付印は押されていない。）を所持しており、申立人は、この領収済通知書をもって、申立期間についても申立人に付番された手帳記号番号とは別の手帳記号番号が付番され、その手帳記号番号で納付した可能性が考えられるとしているところ、E事務センターでは、「C社会保険事務所においてD市で申立人に付番した手帳記号番号とは別の手帳記号番号で申立人に対して過年度納付書を発行したのは、同市で申立人に付番した手帳記号番号と入力処理した手帳記号番号が何らかの理由により相違したためと推測されるが、同社会保険事務所で誤って入力された手帳記号番号は、発行日から2か月後の昭和63年6月28日に同市で申立人に付番された手帳記号番号に訂正されている。」としている上、前述のとおり、申立人に対して同市で払い出された国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が

払い出された形跡は見当たらないことから、申立人が主張するように申立人に対してA市で別の国民年金手帳記号番号が払い出され、同手帳記号番号により申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から44年3月まで

私たち夫婦は、昭和45年2月にA市B区役所で国民健康保険に加入した。その時に国民年金にも加入しないといけないことを指摘され、夫が夫婦二人の加入手続を行った。その後、同区役所から申立期間の保険料納付を督促する通知が届いたので、夫が夫婦の1年分の保険料（一人当たり3,000円）をまとめて同区役所で納付したと思う。夫からは、20歳から国民年金に加入し、保険料を納付しているからと聞かされていたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする夫は既に死亡していることから、申立人の加入手続及び申立期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、夫が昭和45年2月にA市B区役所で夫婦の加入手続を行い、その後、同区役所から送付されてきた保険料納付の督促通知により、申立期間の保険料を同区役所でまとめて納付したとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金受付処理簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年3月17日に夫婦連番で同区に払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳の発行日が同年4月14日とされていることから、申立人の国民年金加入手続は、この手帳発行日に行われ、その手続の際に資格取得日を遡って43年*月*日（20歳到達時）とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間の保険料は、過年度納付が可能であったものの、同市では、過年度納付書の送付は行っておらず、過年度保険料は取り扱っていなかったとしている上、オンライン記録及び国民年金被保

険者台帳によれば、申立期間の保険料を一緒に納付したとする夫も、申立期間は未納とされていることから、申立人の申立期間に係る保険料納付状況の記憶は曖昧である。

さらに、申立人は、夫が申立期間の保険料一人当たり 3,000 円を納付したとしているところ、申立期間の保険料を納付するのに必要な金額は一人当たり 2,550 円となり、申立人の主張と相違する。

加えて、申立人が所持する国民年金手帳の昭和 44 年度国民年金印紙検認記録欄を見ると、申立期間直後の同年度の保険料が加入手続後の昭和 45 年 4 月 18 日にまとめて現年度納付されていることが確認できる上、当該年度の保険料をまとめて納付した場合の金額は 3,000 円となる。このため、加入手続後、夫が B 区役所でまとめて納付したとする 1 年分の保険料は、44 年度の保険料であった可能性も否定できない。

このほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から49年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から49年10月まで

私は、母親がA市役所で私の国民年金の加入手続を行った時のものだと思われる国民年金手帳を持っている。当時、同居していた姉は、母親が私と姉の保険料を一緒に納付していると話していたことを覚えているとしている。申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に死亡しており、母親から当時の話を聞いたとする姉は、母親が申立人と姉の保険料を一緒に納付していたことを聞いたことがあるとするのみで、詳しいことは分からないとしていることから、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、国民年金強制加入被保険者として資格取得日は申立人の20歳到達日となる昭和47年*月*日と記載された、同年9月5日発行の国民年金手帳を所持しており、国民年金手帳記号番号払出簿によると、同手帳に記載されている記号番号は、同年8月25日にA市で払い出されたものであることが確認できることから、この手帳発行時期に申立人の加入手続が行われたものとみられる。しかしながら、同払出簿の申立人の国民年金手帳記号番号の保管区分欄を見ると、「別保管 取消」のゴム印が押されていることが確認できる上、申立人の前後の手帳記号番号は全て20歳到達者に払い出され、これら手帳記号番号が払い出された20歳到達者の多くが、申立人と同様に、保管区分欄に「別保管 取消」のゴム印が押されていることが確認できる。これらのことから、申立人の手帳記号番号は、同市による職権適用により、20歳到達

日から強制加入被保険者として払い出されたものの、申立人は、20歳の頃は学校に行っていたとしていることから、同市において、20歳到達日の時点では任意加入対象者となると思われ、強制加入被保険者とした資格取得を取り消す事務処理が行われたものと推認される。このことは、オンライン記録及び同市においても、申立人に係る加入記録が存在しないこととも符合する。

さらに、A市では、当時の保険料徴収方法は、昭和47年度及び48年度は国民年金手帳に印紙を貼付する印紙検認方式、49年度は領収証書を貼付する規則検認方式を採っていたとしており、申立期間当時は、保険料を納付する際には国民年金手帳を使用していたものとみられる。このことは、申立人と同様に母親が保険料を納付していたとする姉の国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄の、47年度及び48年度は検認印が押され、49年度は領収証書が貼付されていることとも符合する。しかしながら、申立人が所持する国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄の、申立期間を含む47年度から49年度までを見ても、検認印の押印又は領収証書の貼付は無い上、国民年金印紙検認台紙も切り取られておらず、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月から52年3月まで

私は、婚姻してA市B区に居住していた昭和49年2月から毎月、自宅に来ていた集金人（国民年金推進員）に保険料を納付していたが、子供が生まれて生活が苦しくなってきたので、52年3月にC町へ転居する頃、集金人に保険料の納付をやめまうと言った覚えがある。申立期間のうち、どこの期間の保険料を納付していたかについては覚えておらず、保険料を納付したことを示す資料も無いが、申立期間の保険料が全て未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻してA市B区に居住していた昭和49年2月から52年3月までの期間は、毎月、自宅に集金人（国民年金推進員）が来て保険料を納付していたとしているところ、申立人は、申立期間において納付した期間、未納とした期間及び納付金額については覚えていないとしている上、同市では、当時、保険料の徴収は3か月ごとであったとしていることから、申立人の申立期間に係る保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録、国民年金手帳払出控及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、2回払い出されており、1回目は資格取得日を昭和46年*月*日（20歳到達時）として47年8月5日にA市D区に払い出され、2回目は第3号被保険者として61年4月1日を資格取得日として同年7月24日にE町で払い出されていることが確認できる。この2回目に払い出された国民年金手帳記号番号は、重複取消が行われており、これ以外に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は、申立期間においては1回目に払い出された

国民年金手帳記号番号で保険料を納付していたものとみられる。この1回目の国民年金手帳記号番号の国民年金被保険者台帳を見ると、前述のとおり、資格取得日を46年*月*日として強制加入被保険者とされ、49年2月28日に任意加入被保険者に種別変更されたものの、この任意加入被保険者種別変更年月日を取り消され、48年8月27日をもって資格喪失とされていることが確認できる。

さらに、同台帳の納付記録欄を見ると、昭和48年度欄に昭和48年8月から同年12月までの保険料が49年7月5日付けで還付決定されたことが記載されており、国民年金保険料還付整理簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者期間が判明したことにより、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した48年8月27日を国民年金の被保険者資格喪失日とする事務処理が行われ、併せて前述の同台帳の任意加入被保険者種別変更年月日を取り消されたものと推認できる。この国民年金保険料の還付決定がなされた49年7月5日を基準とすると、申立期間のうち同年3月の保険料は過年度納付が、同年4月から同年6月までの保険料は現年度納付が可能であったが、前述のとおり、還付決定時において48年8月27日を資格喪失日とされたものとみられることから、これらの期間の保険料が納付されていた場合、同様に還付されることとなるが、還付された形跡は見当たらない上、申立期間のうち、49年7月から52年3月までについては、国民年金に未加入となり、申立人は、当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 5526 (事案 441 及び 4567 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 21 日から 38 年 9 月 26 日まで

申立期間について脱退手当金を支給している旨の回答をもらったが、受給した記憶が無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしいとして過去 2 回、年金記録確認の申立てをしたところ、平成 20 年 10 月 20 日付け及び 22 年 11 月 4 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、結果に納得できないので、新たな証拠等はないが、脱退手当金を受け取ったと証言している同僚 2 人について調査し、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当初の申立てについては、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 38 年 12 月 22 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないこと、申立人が勤務していた事業所で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日前後 2 年以内に資格喪失した女性 8 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、8 人全員が支給決定されている上、うち 7 人について資格喪失日の約 4 か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられることに加え、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないこと等から、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 10 月 20 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われて

いる。

また、申立期間に係る再度の申立てについては、「新たな資料等はないが、絶対に受け取っていない。」と主張しているものの、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 11 月 4 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が再度行われている。

これに対し、申立人は、「絶対に受け取っていない。脱退手当金を受け取ったと証言している同僚 2 人について調べてほしい。」と主張し、申立期間について再々度申立てをしている。

しかしながら、申立人が名前を挙げている同僚 2 人には、脱退手当金の支給記録は確認できない上、当該同僚は、いずれも、「脱退手当金は受け取っていない。年金手続に関する当時の状況については覚えていない。」と証言している。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5537（事案4726の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年2月1日から27年6月1日まで

私は、申立期間において、健康保険証を使って内科や歯科の病院に通ったので、保険診療の記録を調査してほしい。

また、前回の申立てについて、勤務の証明は得られたようだが、途中で厚生年金保険の記録が中断されていることについては納得できない。

今回、新たに提出する資料等はないが、再度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、退職時期は特定できないものの、申立人が昭和25年2月1日以降もA事業所に勤務していたことはうかがえるが、一方で、i) 同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる被保険者5人全員（申立人を含む。）が、同年2月1日までに漸次厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、同事業所は、同日において厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており（以下「全喪」という。）、申立期間において、同事業所が適用事業所であった記録は確認できないこと、ii) 当時の事業主は、既に死亡しているため、申立人に係る厚生年金保険の取扱い等について確認できないこと、iii) 申立人が名前を挙げた同僚5人のうち、3人（このうち1人は、同事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できない。）は、既に死亡しており、残る2人は、「事業主から厚生年金保険に関する話は聞いたことがなく、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と証言していること、iv) 申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年11月17日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「職場の近くにあった病院にしばしば通った。診療費の支払記録を調査してほしい。」、「私が知っている同僚は、A事業所が全喪したとされる昭和25年2月1日以降も、私と一緒に、継続して勤務していた。同僚に当時の厚生年金保険の取扱いについて、再度確認してほしい。」と主張し、再度申立てを行っている。

しかしながら、申立人が当時通院したとする病院は、いずれも当時の診療記録を保管していないと回答しており、申立人が、申立期間当時、健康保険に加入していたか否かについて確認できない。

また、既に、前回通知したとおり、A事業所において厚生年金保険被保険者記録が認められる者は申立人を含めて5人であるところ、このうち連絡が取れる同僚は、「私は、被保険者資格を喪失したとされている日（昭和25年1月1日）以降もA事業所に勤務し、その1年ぐらい後に退職した。しかし、当時は、まだ見習であり、小遣い程度の給料しかもらっていない時期だった。だから、自分が、当時厚生年金保険に加入していたことも知らなかった状況で、いつ被保険者資格を喪失したのか、同事業所がいつ厚生年金保険の適用事業所ではなくなったのか、その後、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかなどについて、古いことでもあり、何も分からない。」と証言しており、申立期間である同事業所が全喪した昭和25年2月1日以降における厚生年金保険の取扱いについて確認できない上、同日以降に、同事業所において被保険者記録が認められる者はいない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 1 月頃から 44 年 9 月 22 日まで
② 昭和 44 年 10 月 7 日から同年 11 月 10 日まで
③ 昭和 45 年 3 月 26 日から 46 年 3 月頃まで

私は、A社に昭和 43 年から 3 年間ほど勤務しているが、厚生年金保険の被保険者期間が少なく納得できない。当時、給与から保険料が引かれていたと思うので、調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③においてA社の厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚が申立人を記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が当該期間当時、同社で勤務していたことはうかがえる。

しかし、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、当該期間を含めてA社での厚生年金保険被保険者記録が2年以上の同僚（48人）のうち、半数近い22人が、申立人と同様に被保険者期間の空白が確認でき、そのうちの1人は、「当時の給与は歩合制であり、仕事が無いと保険料を払えないため、一旦、社会保険から脱退し、その後、仕事が入り出すと社会保険に再度加入したため、私の年金記録も途切れて、空白がある。」と証言している。

また、当該期間当時のA社の事務担当者も、「申立人は運転手だったと記憶しているが、当時は、運転手が厚生年金保険に加入したくないと言えば、加入させていなかった。」と証言していることから、同社では、当時、従業員全員が厚生年金保険の被保険者資格を取得する取扱いではなかった状況がうかがえる。

さらに、A社は、当該期間当時の関係資料は保管しておらず、申立人の勤務

期間及び当該期間の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月から平成3年6月まで

私は、申立期間においてA社に勤務し、基本給に見合う厚生年金保険料を控除されていたが、常に基本給より2等級程度低額の標準報酬月額になっていた。また、当時、同社では、給与支払明細書を2枚に分けて従業員に渡していたが、その控除額に誤りがあったため、従業員に返金している。申立期間の標準報酬月額について、給与額に見合う記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る同社での「被保険者資格取得確認通知書」、「被保険者資格喪失確認通知書」、「被保険者標準報酬決定通知書(昭和63年分、平成2年分及び4年分)」及び「被保険者報酬月額改定通知書(3年7月改定分)」に記載された標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、申立人が記憶しているA社の厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚が、「申立期間当時、A社から渡された給与支払明細書は2枚に分かれていた。」旨証言しているものの、いずれの同僚も当該給与支払明細書を所持しておらず、同社も、申立期間当時の賃金台帳等の資料は保管していないと回答していることから、申立人の申立期間における給与額及び保険料控除額について確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録を確認しても、申立期間について、申立人の標準報酬月額が遡って訂正される等、不自然な事務処理が行われた形跡も無い。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生

年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日まで

私は、A社に昭和62年4月に入社し、平成2年2月28日まで勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録を見ると、資格喪失日が同年2月28日になっている。同社には、同日まで勤務していたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社の厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚からは、申立人の同社での退職時期に係る証言を得ることができず、申立人の申立期間に係る勤務実態について確認できない。

また、A社は、申立人の人事記録、賃金台帳等を保管しておらず、申立人の申立期間当時の勤務実態は不明であると回答している。

さらに、雇用保険の記録によれば、申立人のA社における離職日は、平成2年2月27日とされており、当該離職日の翌日は、オンライン記録の被保険者資格喪失日と一致していることが確認できる。

加えて、オンライン記録及び雇用保険の記録によると、申立期間の前後各5年にA社の厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同僚6人は、いずれも雇用保険の離職日の翌日が、厚生年金保険被保険者の資格喪失日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月 1 日から 63 年 4 月 20 日まで

私は、A事業所に4年間も正社員として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者記録が無いのはおかしい。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を覚えていたA事業所の申立期間当時の同僚が、申立人を記憶していることから、期間を特定できないものの、申立人が同事業所で勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録によれば、A事業所は、申立期間において適用事業所であったことが確認できない。

また、A事業所の社会保険事務を委託されている社会保険労務士は、「先代が個人開業したA事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所ではなかったが、平成9年10月1日からB社として適用事業所になった。」と証言している。

さらに、B社の現在の事務担当者は、「私は、申立期間当時から、A事業所で働いているが、当時、同事業所の従業員は、厚生年金保険の被保険者ではなかった。」と証言しており、オンライン記録によれば、当該事務担当者及び前述の申立人の同僚も、申立期間において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月1日から61年6月21日まで

私は、昭和46年6月から61年6月までA社で勤務したが、在職期間は、毎年昇給しており、退職する時は、21万円ほどの給与であったにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額が17万円に減額されているので、申立期間について、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

申立期間については、A社から提出された賃金台帳における厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年5月30日から同年7月1日まで
② 昭和38年9月26日から同年10月1日まで

申立期間①についてはA事業所に勤務し、申立期間②についてはB事業所(現在は、C社)に勤務していた。申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A事業所から提出された労働者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届確認通知書によると、申立人の同事業所における退職日は、昭和36年5月29日とされており、当該退職日の翌日は、オンライン記録の被保険者資格喪失日と一致している。

申立期間②については、C社は、「B事業所は既に倒産しており、当時の事業主や事務担当者もいない。社名や事業内容も一変した今となつては、当時のことは何も分からない。」と回答しており、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同事業所において、昭和38年10月及び同年12月に被保険者資格を喪失した同僚二人は、同年10月の定時決定に係る記録が確認できるところ、申立人には当該記録が確認できない。このように、同年の定時決定の記録が無いのは、事業主から社会保険事務所(当時)に対し、申立人が同年9月に資格を喪失した旨の届出が提出されたためであると考えられる。

さらに、当時の同僚は、いずれも申立人とは勤務地が違うことから、申立人について明確に記憶している者がおらず、申立人の退職時期等について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月から同年7月まで

私は、院長先生の奥様から「働きに来てほしい。」と言われ、履歴書の代わりにノートに名前等を書いてすぐに勤務した。A病院では食事の配膳をし、「厨房の仕事もやってほしい。」と言われたが、母の介護のために同病院を退職した。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「院長先生の奥様の紹介で勤務した。」と述べているところ、A病院は、「院長は独身で奥さんはいない。当院が保管している厚生年金保険の加入者記録には、申立人の名前は無く、当時勤務していた者も申立人のことを記憶していない。」と回答しており、申立人の同病院における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、雇用保険の記録によると、申立人は、A病院の退職後に勤務したとするB社において、申立期間内の平成3年5月1日に資格取得し、同年6月16日に離職した旨の記録が確認できる。

さらに、B社は、「当時、約2か月間の試用期間を設けていたが、試用期間中の厚生年金保険の加入の有無については不明である。雇用保険だけ加入して厚生年金保険に加入していない社員もいた。申立人は、短時間勤務のパート社員であった。」と回答している。

加えて、申立人のA病院における雇用保険の記録は確認できない上、同病院に係るオンライン記録では、申立期間において健康保険の整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間におけるA病院での勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 11 月頃から 21 年 3 月 1 日まで
② 昭和 21 年 6 月 10 日から 22 年 3 月頃まで

私は、昭和 20 年 8 月末頃に軍隊を除隊し、同年 11 月頃、A 事業所の専務の紹介により同事業所に入社した。21 年の忘年会用の肉が必要になり、「塩と交換なら豚肉を渡す。」という人物との話を仲介して肉を食べたが、その後、「塩が手に入らないので、お金で支払う。」と会社から言われ、間に入って困ったので、22 年 3 月頃、約束の塩が渡された後に退職した。申立期間について年金記録が無いので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、A 事業所は、昭和 24 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間①及び②当時の同事業所の事業主は既に死亡しているため、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人が記憶している同僚及び申立期間②当時において A 事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、連絡先が不明又は回答が得られない。

さらに、A 事業所に係る被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳における申立人の被保険者記録は、資格取得日が昭和 21 年 3 月 1 日、資格喪失日が同年 6 月 10 日と記録されている上、厚生年金保険被保険者台帳索引票によると、申立人の資格取得日は同年 3 月 1 日とされており、いずれもオンライン記録と一致している。

申立期間①については、被保険者名簿によると、A事業所は、昭和21年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間において適用事業所であったことが確認できない。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票補助簿及び被保険者名簿によると、申立人の被保険者記号番号は、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和21年3月1日）を資格取得日として、同僚14人と連番で、同年3月14日に払い出されていることが確認できる。

申立期間②については、申立人は、「時期は定かでないが、私とほぼ同時期にA事業所に入社し、私が退職した日（昭和22年3月頃）以降も勤務していた同僚の年金記録を調べれば、私の申立ての正当性を分かってもらえるはずだ。」と主張しているところ、オンライン記録によると、当該同僚は、A事業所において申立人と同じ昭和21年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年11月25日に被保険者資格を喪失していることから、当時の同事業所における従業員の勤務期間と厚生年金保険被保険者期間は、必ずしも一致していない状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5546

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年6月1日から32年5月1日まで
② 昭和32年5月1日から34年11月1日まで

申立期間について、脱退手当金を支給されたことになっているが、もらった覚えは無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和35年1月19日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間の被保険者記号番号と申立期間より後の被保険者記号番号とは別番号となっており、申立期間の脱退手当金を受領したために番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、申立人の脱退手当金が支給された時期は通算年金通則法施行前であり、申立期間の事業所を退職後、再就職する意思の無かった申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

加えて、申立期間①の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 3 月 20 日から 27 年 6 月 21 日まで
② 昭和 27 年 8 月 13 日から同年 10 月 20 日まで
③ 昭和 28 年 7 月 14 日から 30 年 3 月 25 日まで

申立期間について、脱退手当金を受給したことになっているが、受け取った覚えは無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 20 日後の昭和 30 年 4 月 14 日に支給決定されている上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の保険給付欄には脱退手当金を支給した際に記載したとみられる記録が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給された時期は通算年金通則法施行前であり、申立期間の事業所を退職後、再就職する意思の無かった申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立期間②と③の間に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 8 月 11 日から 34 年 12 月 31 日まで

私は、厚生年金保険の被保険者記録では、申立期間について脱退手当金を受給したことになっているが、もらった覚えは無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和35年4月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人が勤務していたA社の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている脱退手当金の受給資格がある女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日前後おおむね2年以内に資格喪失した13人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、11人に支給記録が確認でき、そのうち9人が資格喪失日から約6か月以内に支給決定されていることから、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された当時は通算年金通則法施行前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険被保険者記録の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがわれない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月26日から33年3月21日まで
日本年金機構から脱退手当金に関わる厚生年金加入記録のはがきをもらった。脱退手当金を受給した覚えは無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日の前後2年間に脱退手当金の受給要件を満たし資格喪失した者51人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、46人について支給記録が確認でき、このうち44人が資格喪失日から約6か月以内に支給決定されている上、同事業所に照会したところ、脱退手当金の説明を行い、従業員に代わって請求手続を行っていた旨の回答があったほか、当時は通算年金通則法施行前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和33年6月17日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。